⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。	⑵　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。	⑶　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。	⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
［削る］	4　収入印紙については、該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格Ａ列４番の用紙にちよう付すること。
［削る］	5　１の欄から３の欄までの記載は、次によること。 ⑴　１の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載すること。 ⑵　２の欄及び３の欄は、再免許の申請の場合に限り、現に免許を受けている特定無線局について記載すること。
6　法第５条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。	6　免許状の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は免許状を封入し得るものとする。
7　３の欄は、次によること。 ⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載すること。 ⑵　②の欄及び③の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。 ⑶　④の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。 ⑷　⑤の欄は、次によること。 ア　２の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。 イ　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。 ウ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。	［新設］
8　４の欄は、次によること。 ⑴　法第103条の２第14項に該当する場合は、記載を要しない。 ⑵　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。	［新設］
9　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。	［新設］